



B 市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に0.125を乗じて得た額

α 財政力指数が0.8以上の指定都市にあつては0.5、0.6以上0.8未満の指定都市にあつては0.7、0.5以上0.6未満の指定都市にあつては0.9、0.5未満の指定都市並びに指定都市以外の市及び町村にあつては1.0

附則第九項第十三号中「附則第四項第十五号」を「附則第四項第十四号」に改め、同項に次の三号を加える。

十七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づき、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて企業立地又は事業高度化のための措置を行った場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（同法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十八 「公立病院改革ガイドライン」について（平成十九年十二月二十四日総経第百三十四号通知）に基づき、公立病院改革プランの策定を行う市町村について、二、〇〇〇、〇〇〇円（公立病院改革プランの策定を行う一部事務組合又は広域連合を組織する市町村にあつては、二、〇〇〇、〇〇〇円を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）

十九 個人住民税の公的年金からの特別徴収に係るシステムの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた徴収に係る補正後の数値に五六二円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が三〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三〇、〇〇〇、〇〇〇円とし、負数となるときは、零とする。）に、〇・八を乗じて得た額

附則第九項を附則第八項とし、附則第十項中「平成十九年度」を「平成二十年年度」に改め、同項中第四号を削り、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項を附則第九項とする。

附則第十項を附則第十項とし、附則第十二項中「平成十九年度」を「平成二十年年度」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項を附則第十二項とし、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とし、附則第十六項中第三号から第五号までを削り、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項第四号中「附則第十三項第九号」を「附則第十二項第九号」に改め、同項第五号中「附則第十三項第十号」を「附則第十二項第十号」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第二十項を附則第十九項とし、附則第二十一項中「平成十九年度」を「平成二十年年度」に、附則第二十項までを「附則第九項まで」に、「附則第十三項から附則第十五項まで」を「附則第十二項から附則第十四項まで」に、「附則第十六項から附則第二十項まで」を「附則第十五項から附則第十九項まで」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第二十二項中「平成十九年度」を「平成二十年年度」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十三項を附則第二十二項とし、附則第二十四項を附則第二十三項とし、附則第二十五項を附則第二十四項とし、附則第二十六項中「附則第二十四項」を「附則第二十三項」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十七項を附則第二十六項とし、附則第二十八項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を附則第二十七項とする。

附則第二十九項を附則第二十八項とし、附則第三十項中「附則第二十八項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十九項とする。

附則第三十一項中「附則第二十九項」を「附則第二十八項」に、「附則第二十八項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第三十項とする。

附則第三十二項を附則第三十一項とし、附則第三十三項を附則第三十二項とする。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度分の特別交付税から適用する。

**〇総務省令第百三十五号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二日

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一項を加える。

7 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するものをいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するものをいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

別表第二号第一の表中

を

118MHzを超え142MHz以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機面の無線設備（航空機用救命無線機を除く。）

- 1 26.1MHzを超え28MHz以下、29.7MHzを超え41MHz以下又は146MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備のうち、データ伝送を行うもの
- 2 118MHzを超え142MHz以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機面の無線設備（航空機用救命無線機の送信設備を除く。）

改める。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

総務大臣 鳩山 邦夫



別表第1号の1第2の1の様式を次のように改める。

工事設計書															1 無線局の区別 ( 局分)		※ 整理番号						
2 装置の区別 番号		3 通信方式 コード		6 送信機										8 予備電源									
第 装置		4 通信路数		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	定格出力 (W)	低下させる方法コード	低下後の出力 (W)	変調方式コード	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
		5 ATIS番号又は船舶等識別番号		7 受信機										9 設置場所 番号									
<input type="checkbox"/>		製造者名				検定番号又は名称				製造番号				通過帯域幅		雑音指数 (dB)							
11 空中線															12 給電線等					13 発射する周波数等		14 受信する周波数	
10 空中線系番号		空中線型式等				海拔高 (m)	地上高 (m)	利得 (dBi)	指向方向 (度)	口径 (m)	水平面の主輻射の角度の幅 (度)	空中線の位置		給電線損失		共用器損失		その他損失					
( )		送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード							経度	緯度	送信 (dB)	受信 (dB)	送信 (dB)	受信 (dB)	送信 (dB)	受信 (dB)				
( )																							
( )																							
15 空中線系に関する他の事項																							
<input type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。																							
16 附属装置										19 備考													
コード		記載部																					
17 その他の工事設計										18 添付図面													
<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。										<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図													

長

辺

(日本工業規格A列4番)

別表第一号の「第2柱7中」を「を備え付ける無線局に限り、当該識別番号」と改める。  
 別表第一号の「第6の3及び4」の形式を次のように改める。

		16 無線局の区別		※ 整理番号	
17 附属装置					
装置の別		型式又は名称	方式・規格等	補足事項	
<input type="checkbox"/>	選択呼出装置 (デジタル選択呼出装置を除く。)	[S]			
<input type="checkbox"/>	ファクシミリ	[F]			
<input type="checkbox"/>	変調信号処理装置	[SM]			
<input type="checkbox"/>	データ伝送装置	[DT]			
<input type="checkbox"/>	制御装置	[CON]			
<input type="checkbox"/>	注意信号発生装置	[ASG]			
<input type="checkbox"/>	施行規則第28条第5項の装置	[HFS]			
<input type="checkbox"/>	デジタル選択呼出装置(超短波帯)	[DSC]			
<input type="checkbox"/>	デジタル選択呼出装置(中短波帯)	[DSC]			
<input type="checkbox"/>	デジタル選択呼出装置(中短波帯及び短波帯)	[DSC]			
<input type="checkbox"/>	狭帯域直接印刷電信装置	[NDP]			
18 船舶等識別番号			21 備考		
19 その他の工事設計					
<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。					
20 添付図面					
<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 電源系統図		<input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> ブロッキングチャート			

長

辺

(日本工業規格A列4番)





				※ 整理番号	
工 事 設 計 書					
31 機器の種類		32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 [27M]					<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]					<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]
<input type="checkbox"/> レーダー [R]					<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]					<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]					<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]					<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]					<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]
<input type="checkbox"/> マリンVHF送受信機 [MVH]					<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]					36 ATIS番号
<input type="checkbox"/> その他 ( )					37 船舶等識別番号
<input type="checkbox"/> その他 ( )					38 その他の工事設計 <input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。
39 備考					

短

辺

長

辺

(裏面)



別表第二号の三第3中注41を注42とし、注38から注40までを一ずつ繰り下げ、同第3注37中「38の欄」を「39の欄」に改め、同注37を同第3注38とし、同第3注36中「37の欄」を「38の欄」に改め、同注36を同第3注37とし、同第3注35の次に次のように加える。

36 37の欄は、設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

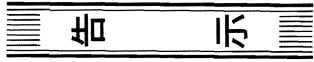
附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式及び船舶局(特定船舶局を除く)の工事設計書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第一号の二第2及び第6の3並びに別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。ただし、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第九条の二第七項に規定するデータ伝送装置を備える無線局については、この限りでない。



○内閣府 告示第一号

内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第六十八条第二項及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎  
総務大臣 鳩山 邦夫

I 内閣府

- 内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官3
内閣府副大臣3
内閣府大臣政務官3
事務次官

1 本府

- 内閣府審議官2

A 内部部局

大臣官房[官房長、総括審議官、政策評価審議官、審議官17、参事官7、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、国際課、管理室、政府広報室、厚生管理官]

- 政策統括官7[参事官37]
賞勲局[総務課、審査官3]
男女共同参画局[総務課、調査課、推進課]
国民生活局[総務課、企画課、市民活動促進課、消費者企画課、消費者安全課]
沖縄振興局[総務課、参事官4]

B 重要政策に関する会議

- 経済財政諮問会議
総合科学技術会議
中央防災会議
男女共同参画会議

C 審議会等

- 国民生活審議会
民間資金等活用事業推進委員会
官民競争入札等監理委員会
事務局
食品安全委員会
事務局
独立行政法人評価委員会
中央障害者施策推進協議会
原子力委員会
原子力安全委員会
事務局
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会

- 国会等移転審議会
事務局
統計委員会
情報公開・個人情報保護審査会
事務局
公益認定等委員会
事務局
沖縄振興審議会
地方分権改革推進委員会
事務局
規制改革会議
税制調査会

D 施設等機関

- 経済社会総合研究所
迎賓館

E 特別の機関

- 北方対策本部
北方対策副本部長
金融危機対応会議
食育推進会議
少子化社会対策会議
高齢社会対策会議
中央交通安全対策会議
犯罪被害者等施策推進会議
自殺総合対策会議
消費者政策会議
国際平和協力本部
国際平和協力副本部長
事務局
日本学術会議
副会長3
第一部、第二部、第三部[それぞれに副部長及び幹事2を置く。]
幹事会
日本学術会議連携会員
事務局
原子力立地会議

F 地方支分部局

- 沖縄総合事務局[事務所]
国有財産地方審議会
地方鉱業協議会
地方交通審議会
沖縄位置境界明確化審議会

2 外局等

(1) 宮内庁

- 長官
次長

A 内部部局

- 長官官房[審議官、官務主管、皇室経済主管、皇室医務主管、参事官2、秘書課、総務課、宮務課、主計課、用度課]
侍従職[侍従長、侍従次長、女官長、侍医長、侍従7、女官6、侍医3]
東宮職[東宮大夫、東宮侍従長、東宮女官長、東宮侍医長、東宮侍従5、東宮女官4、東宮侍医3]
式部職[式部官長、式部副長2、式部官3]
書陵部[図書課、編修課、陵墓課]
管理部[管理課、工務課、庭園課、大膳課、車馬課、宮殿管理官]

B 施設等機関

- 正倉院事務所
御料牧場

C 地方支分部局

- 京都事務所

(2) 公正取引委員会

- 委員長
委員4

A 内部部局

- 事務総局
[事務総長、審判官7]
官房[総括審議官、審議官2、総務課、人事課、国際課]
経済取引局[総務課、調整課、企業結合課]
取引部[取引企画課、企業取引課、消費者取引課]
審査局[審査管理官、管理企画課、審査長5]
犯則審査部[特別審査長2]
(注) 局及び部には、それぞれ局長及び部長が置かれている。

B 地方機関

- 地方事務所5[支所]
<北海道、東北、中部、近畿中国四国、九州>

○総務省告示第六百三十三号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十三条の規定に基づき、平成二十五年郵政省告示第二百四十号(無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二日  
第三項第一号(イ)を次のように改める。  
第三項第一号(イ)を次のように改める。  
総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第六百三十四号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条第四項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第四百七十七号(無線局に備え付けておかなければならない電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて総務大臣の認定する抄録を備え付けることができる無線局を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月二日  
第五項第二号及び第三号中「A三E電波」を「A二D電波又はA三E電波」に改める。  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条の二の規定に基づき、昭和三十三年郵政省告示第十七号(時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるもの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第六百三十五号  
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条の二の規定に基づき、昭和三十三年郵政省告示第十七号(時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるもの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

○総務省告示第六百三十六号  
無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第四条第二項の表六の項の規定に基づき、平成三年郵政省告示第六十一号(総務大臣が別に告示する船舶局を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

第一項の表十六の項中「A三E電波二九・七MHz」を「A二D電波又はA三E電波一九・七MHz」に改める。  
三E電波一五〇・〇五MHzを「A二D電波又はA三E電波一五〇・〇五MHz」に改める。

二 A二D電波又はA三E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備  
三 A二D電波又はA三E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備  
四 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備

○総務省告示第六百三十七号  
無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第五十六条の規定に基づき、昭和十九年郵政省告示第九百六十四号(海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

第一項(4)アの表中「A三E」を「A二D又はA三E」に改め、同項(5)の表中「A三E又はF三E」を「A二D、A三E又はF三E」に改め、同表注一中「A三E」を「A二D又はA三E」に改める。

第一項(4)アの表中「A三E」を「A二D又はA三E」に改め、同項(5)の表中「A三E又はF三E」を「A二D、A三E又はF三E」に改め、同表注一中「A三E」を「A二D又はA三E」に改める。

第一項(4)アの表中「A三E」を「A二D又はA三E」に改め、同項(5)の表中「A三E又はF三E」を「A二D、A三E又はF三E」に改め、同表注一中「A三E」を「A二D又はA三E」に改める。

第一項(4)アの表中「A三E」を「A二D又はA三E」に改め、同項(5)の表中「A三E又はF三E」を「A二D、A三E又はF三E」に改め、同表注一中「A三E」を「A二D又はA三E」に改める。

第一項(4)アの表中「A三E」を「A二D又はA三E」に改め、同項(5)の表中「A三E又はF三E」を「A二D、A三E又はF三E」に改め、同表注一中「A三E」を「A二D又はA三E」に改める。

○総務省告示第六百三十八号  
無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第九条の二第七項の規定に基づき、二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置の技術的条件を次のように定める。  
平成二十年十二月二日  
総務大臣 鳩山 邦夫

- 船舶局のデータ伝送装置の技術的条件
  - 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置からの測位情報を得ることができ、かつ、一万分の一分の単位で処理することができること。
  - 電源電圧が定格電圧の±10パーセントの範囲で変動した場合においても安定して動作するものであること。
  - 送信機から送信される信号(以下「信号」という。)の変調方式、伝送方式及びデータ信号構成等は次によること。
  - 変調方式は、副搬送波を使用したMSK変調方式であること。
  - 変調速度は、毎秒一、二〇〇ビット又は二、四〇〇ビットであること。
  - 副搬送波は、マーク周波数一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数一、八〇〇ヘルツであること。
  - 伝送方式は、タイムダイバーシティ方式であること。
  - 信号の構成は、別図第一号のとおりであること。
  - 船舶等識別番号の構成は、別図第二号のとおりであること。
  - 信号の符号形式はNRZであること。
- 前項の信号を受信する受信機は、次の条件に適合するものであること。

項目	条件
感度	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調された信号を入力する場合において、装置の定格出力の二分の一の出力に当該出力に含まれる不要成分の出力との比を二〇デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一〇マイクログロルト以下
通過帯域幅	五kHz(二四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下(以下「一五〇MHz帯」という。))のものにあつては一〇kHz以上
実効選択度	スプリアスレスポンス 四〇デシベル(二九・七MHzを超え四一MHz以下のものにあつては五〇デシベル)以上
隣接チャネル選択度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大振幅変調度の六〇パーセントまで変調された妨害波であつて希望波から八kHz(一五〇MHzのものにあつては二〇kHz)離れたものを加えた場合において、装置の信号、雑音及び歪みの出力の和と雑音及び歪みの出力の和との比が二デシベルとなる場合、その妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル以上
総合歪及び雑音	一、〇〇〇ヘルツの周波数で最大振幅変調度の七〇パーセントまで変調された一〇マイクログロルトの受信機入力電圧を加えた場合において、定格出力の二分の一の出力とその中に含まれる不要成分の出力との比が二〇デシベル(四〇MHz帯にあつては三三デシベル)以上

第二 海岸局のデータ伝送装置の技術的条件

一 第一(第一項を除く。)の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものであること。

- 1 急を要する通信を受信したときは、可聴及び可視の警報を発すること。
- 2 船舶の識別、船舶の位置その他の情報を送信要求する機能を有するものであること。

二 二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を逐次受信する場合は、一の周波数を一秒間受信するもの(秒間受信)とし、

別図第一号 信号の構成

ドット信号(注1)	データパケット信号(注2)	終了信号	誤り検定信号
-----------	---------------	------	--------

注1 ドット信号は、「**・**」と「**○**」の交互の繰り返しで200ドット以上であること。

注2 データパケット信号は、次のとおりであること。

(1) 乗船者の転落その他の事故の際に自船の識別及び位置の情報を海岸局に通報する信号は、次のとおり構成されるものであること。

同期信号	通報の内容の情報信号	自局の船舶等識別番号の情報信号	位置の情報(信号組)	速力の情報(信号)	進路の情報(信号)	その他情報(信号)
------	------------	-----------------	------------	-----------	-----------	-----------

注 当該情報信号を取得した日時の情報を含むものであること。

(2) (1)以外の信号は、次表のとおり構成されるものであること。

同期信号	通報の内容の情報信号	自局の船舶等識別番号の情報信号	相手局の船舶等識別番号の情報信号	その他情報信号
------	------------	-----------------	------------------	---------

(3) データパケット信号は、次のとおりDX及びRXの2相で構成されるタイムダイバーシティ方式であって、キヤラクタ単位で相を切り替えて送信するものであること。また、RX相はDX相の送信から4キヤラクタ遅れて送信するものであること。

DX相	同期信号(注1)	データパケット信号(注2)	E O S S(注3)	E C C C(注4)	E O S S(注3)	E O S S(注3)
RX相	同期信号(注1)	データパケット信号(注2)	E O S S(注3)	E C C C(注4)	E O S S(注3)	E C C C(注4)

- 注1 DX相は6キヤラクタで構成され、コード番号(郵政省告示第567号(船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件)別表第4号に規定するものをいう。以下同じ。)[125]に対応する10単位符号(郵政省告示第567号別表第4号に規定するものをいう。以下同じ。)を送出し、RX相はRX7からRX0までを順次送信するものであること。
- 注2 DX相及びRX相の内容は同一であること。
- 注3 コード番号「125」に対応する10単位符号を送出するものであること。
- 注4 初期値が「0」で、データパケット信号の先頭の符号からのキヤラクタ単位のXOR値であること。

別図第二号 船舶等識別番号の構成

都道府県別番号(注1)	登録番号(注2)	種別番号(注3)
-------------	----------	----------

- 注1 2桁で構成されるものであること。
- 注2 7桁で構成されるものであること。
- 注3 1桁で構成されるものであること。

附 則

社団法人長崎県漁業無線協会(昭和五十五年四月一日に社団法人長崎県漁業無線協会という名称で設立された法人をいう。)又は漁業協同組合JFしまね所属の海岸局を通信の相手方とする二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務を行う船舶局のデータ伝送装置は、当分の間、第一の三の3から6までの規定は適用しない。

○総務省告示第六百三十九号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条第六項の規定に基づき、海上移動業務又は海上無線航行業務の無線局のA二A電波、A二B電波、A二D電波、H二A電波、H二B電波又はH二D電波を使用する送信装置であって、変調波の電鍵開閉操作によらないで当該電波を放射することが許されるものを次のように定める。

なお、昭和四十五年郵政省告示第五十九号(海上移動業務又は海上無線航行業務の無線局のA二A電波、A二B電波、A二D電波、H二A電波、H二B電波又はH二D電波を使用する送信装置であつて、変調波の電鍵開閉操作によらないで当該電波を放射することが許されるものを定める件)は、廃止する。

平成二十年十二月二日

総務大臣 鳩山 邦夫

一 遭難自動通報設備の送信装置(運用規則別表第七号に規定する無線電話による警急信号を送出するものに限る。)

二 A二D電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力ワット以下の無線設備、A二D電波二九・七MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備又はA二D電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力ワット以下の無線設備の送信装置

三 前二項に掲げる送信装置以外の送信装置(選択呼出装置を備えるものに限る。)

○総務省告示第六百四十号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(平成十二年郵政省告示第七百四十六号)の一部を次のように変更する。

平成二十年十二月二日

第2の第2表中

総務大臣 鳩山 邦夫

420-430	無線標準	公共業務用 一般業務用 小電力業務用 (テレビカメラ用、テレビジョン用、テレビジョン放送用、無線電話用、小電力をキヤラクタ用)	無線電話用への割当ては、別表6-3-2-6による。 小電力キヤラクタ用への割当ては、別表6-3-3による。
J 69	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 (テレビカメラ用、テレビジョン用、テレビジョン放送用、無線電話用、小電力をキヤラクタ用)	無線電話用への割当ては、別表6-3-2-6による。 小電力キヤラクタ用への割当ては、別表6-3-3による。

